

# 熊本市下水道マンホール用耐震性継手

## 検査要領書

平成 26 年度制定

令和 3 年度改訂

熊本市上下水道局

## 熊本市下水道マンホール用耐震性継手検査要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本市下水道マンホール用耐震性継手認定基準書に基づく製品検査の方法等を定めることを目的とする。

(検査資器材)

第2条 検査資器材は、熊本市下水道マンホール用耐震性継手認定基準に基づき書類審査合格通知を行ったものに限る。

(検査の方法、実施等)

第3条 製品検査は、熊本市上下水道局下水道整備課職員(以下「検査員」)が製造工場に立ち入り、次の各号に掲げる事項について、申請者立会いの下、行うものとする。

一 自主検査の結果確認

二 自主検査に合格した資器材のうちから、適宜、抜取りによる検査の実施

三 資器材の保管状況の確認

2 検査員は、第1項第2号の検査にあたっては、次の各号により行うものとする。

一 検査に使用する認定工場の測定器具、試験設備等が精査されているか否かを確認し、検査には、当該精査が行われているものを用いる。

二 検査は、原則として予備も含めて3個の供試体を用意し検査員がその内の1個を無作為に抽出して検査を行う。

3 検査員は、第1項第3号の確認にあたっては、製品の保管場所におけるその積重ね方、直射日光からの防護状況等の確認を行う。

(自主検査の方法、実施等)

第4条 認定工場は、社内規格に基づいて、当該認定工場で製造した資器材に係る自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 認定工場は、第1項の自主検査の結果記録を、四半期毎に報告しなければならない。

(検査費用)

第5条 検査に必要な費用(供試体となる製品等)は、各製造業者の負担とする。

(製品における事故、不具合について)

第6条 規定書、本検査要領に基づき、本市検査に合格した後であっても、実際に納入した製品において本市規定書の規定内容を満足していないために、発生する事故、不具合については各製造業者が責任を負うこととする。また、本規定書には定めていない性能であったとしても、公共資材として製品に明らかな欠陥が認められる場合において発生した事故、不具合についても各製造業者がその責任を負うこととする。その他、本市規定書の内容の欠陥、施工上の欠陥、製品の欠陥、いずれかの原因となったか不明確な事故、不具合については本市及び施工業者、製造業者が対応について協議すること。

(測定方法及び判定基準)

第7条 製品検査の測定方法及びその判断基準は、次によるものとする。

	検査項目	測定方法	判断基準
止水性	①管軸に対する垂直変位	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術証明事業時の審査方法と同様とする。	①及び②は、マンホールに管を標準的に取り付け、それぞれ所定量を変位させ、接続部に異常がなく変形可能であることを確認する。 ③は、継手の取り付け作業において管を建設技術証明時の角度に傾け、本体ゴムの締め付けが可能であることを確認する。
	②管軸方向の水平変位	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術証明事業時の審査方法と同様とする。	①、②及び③の各状態で、外水圧試験装置により外水圧0.10MPaを3分間保持し、接続部からの漏水がないことを確認する。内水圧についても内水圧試験装置により、同様の試験を行う。
	②取付け角度	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術証明事業時の審査方法と同様とする。	硬質塩化ビニル管の場合、管を5%扁平、リブ付硬質塩化ビニル管の場合、4%扁平させ上記試験を行う。

耐震性	①屈曲角	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術証明事業時の審査方法と同様とする。	マンホールに管を標準位置に取り付けた後、管を建設技術証明時の屈曲角及び拔出量を移動し、外水圧試験装置により外水圧 0.10MPa を 3 分間保持し、接続部からの漏水がないことを確認する。内水圧については
	②管の水平移動	公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術証明事業時の審査方法と同様とする。	0.05MPa で、同様の試験を行う。 硬質塩化ビニル管の場合、管を5%偏平、リブ付硬質塩化ビニル管の場合、4%偏平させ上記試験を行う。

(製品検査の結果)

第 8 条 製品検査を行ったときは、速やかに、その結果を申請者へ通知するものとする。(認定基準書様式 4 若しくは様式 5)

(疑義)

第 9 条 この要領に疑義が生じた場合、あるいは定めがない場合については、熊本市の指示又は別途協議の上決定するものとする。